

岩手県環境生活部所管計画（素案）に係る地域説明会

第四次岩手県循環型社会形成推進計画 （案）について

令和7年11月20日（木）、21日（金）

12月11日（木）、12日（金）

岩手県環境生活部資源循環推進課

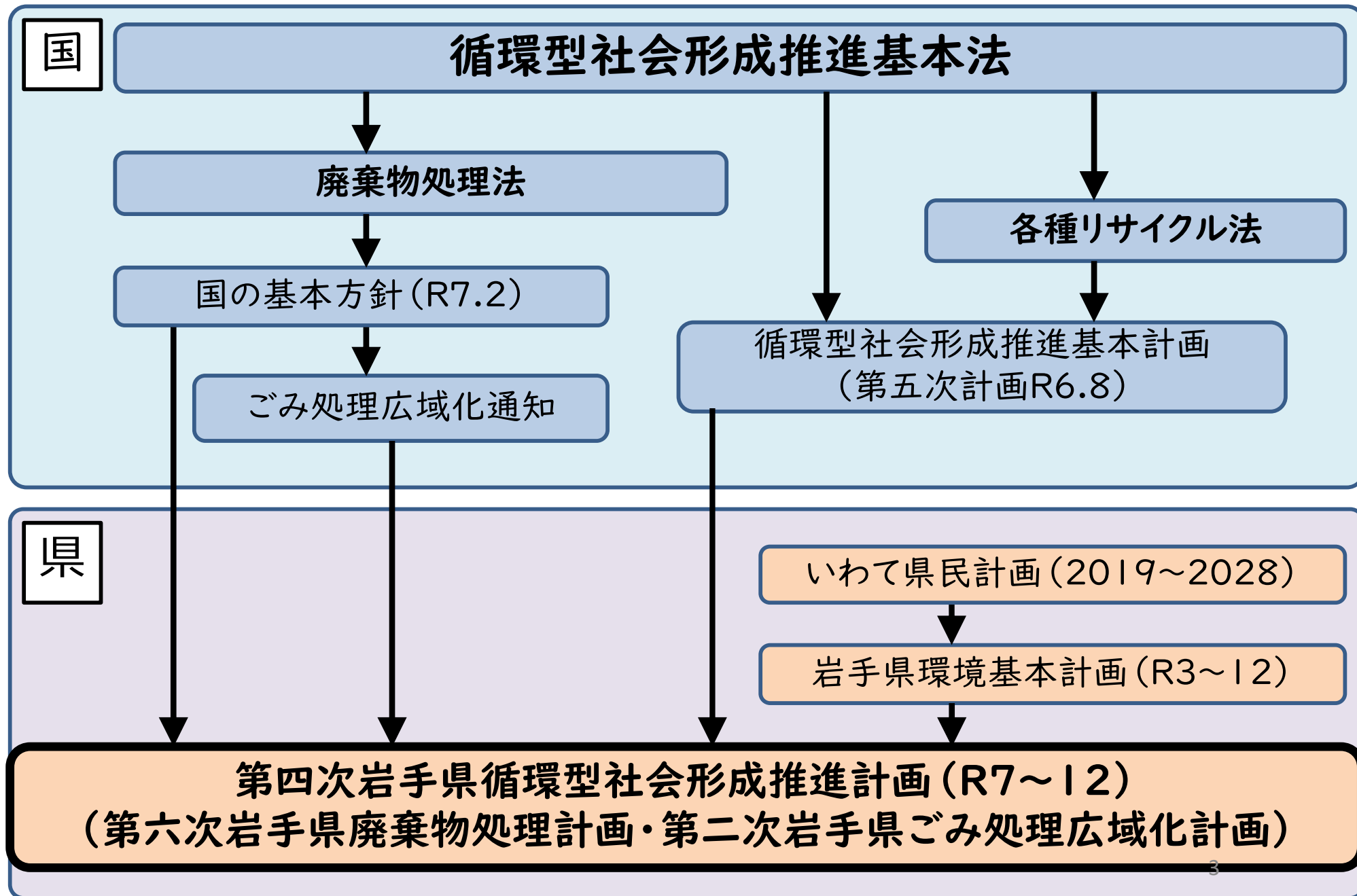


岩手県3R推進キャラクター

エコロ

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の基本的方向
 - (1) 背景
 - (2) 現状と課題
 - (3) 目指す姿
 - (4) 計画の目標
 - (5) 施策（施策の柱、施策例）
- 3 今後のスケジュール（予定）

I 計画策定の趣旨



① 岩手県循環型社会形成推進計画

根拠：循環型社会形成推進基本法第10条

第10条 地方公共団体は、基本原則にのっとり、循環資源について適正に循環的な利用及び処分が行われることを確保するために必要な措置を実施するほか、循環型社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

② 岩手県廃棄物処理計画

根拠：廃棄物処理法第5条の5

第5条の5 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

③ 岩手県ごみ処理広域化計画

根拠：平成31年3月29日付け環境省課長通知「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」

[略]

将来にわたり持続可能な適正処理を確保していくためには、改めて、現在及び将来の社会情勢等を踏まえ、中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制の在り方を検討することが必要となっている。ついては、各都道府県におかれては、下記事項に留意の上、貴管内市区町村と連携し、**持続可能な適正処理の確保に向けた広域化・集約化に係る計画**（以下「広域化・集約化計画」という。）を策定し、これに基づき**安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進**されたい。

[略]

I 計画策定の趣旨

- ・ 循環型社会形成推進基本法第10条の規定に基づく循環型社会の形成に向けた施策等を盛り込んだ基本計画
- ・ 廃棄物処理法に基づく廃棄物処理計画
- ・ 廃棄物処理施設の広域化計画
- ・ いわて県民計画（2019～2028）及び岩手県環境基本計画（計画期間：R3～R12）を踏まえた、循環型地域社会の形成に関する部門計画



- ・ 廃棄物処理法第5条の5第3項において、廃棄物処理計画を定めようとするときは、あらかじめ、環境基本法第43条の規定により設置された審議会の意見を聴かなければならないとされている。



岩手県環境審議会に諮問（特別部会を設置）

I 計画策定の趣旨

環境審議会の開催状況

審議会	開催日	審議内容等
親会①	令和7年5月29日(木)	・ 諮問(計画の基本的方向)
部会①	令和7年7月9日(水)	・ スケジュール、計画案(骨子案)審議
部会②	令和7年8月29日(金)	・ 計画案(答申素案)審議
親会②	令和7年9月19日(金)	・ 答申(計画の基本的方向)

2 計画の基本的方向（背景）

第五次循環型社会形成推進計画（令和6年8月閣議決定）

第五次循環型社会形成推進基本計画について②

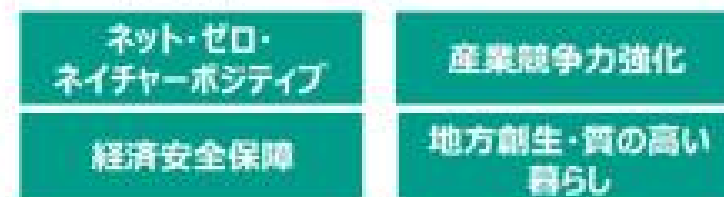


改定の背景およびポイント

- 循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するためには、従来の延長線上の取組を強化するのではなく、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進することが鍵。
- 循環型社会形成のドライビングフォースとなる「循環経済」への移行は、気候変動、生物多様性の損失、環境汚染等の社会的課題を解決し、産業競争力の強化、経済安全保障、地方創生、そして質の高い暮らしの実現にも資するもの。
- また、循環経済への移行により循環型社会を形成することは、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」を実現し、地上資源基調の「ウェルビーイング/高い生活の質」を実現するための重要なツール。
- こうした認識の下、**今回の改定では、循環経済への移行に関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題と捉え、循環型社会形成に向けた政府全体の施策を取りまとめた国家戦略として本計画を策定。**



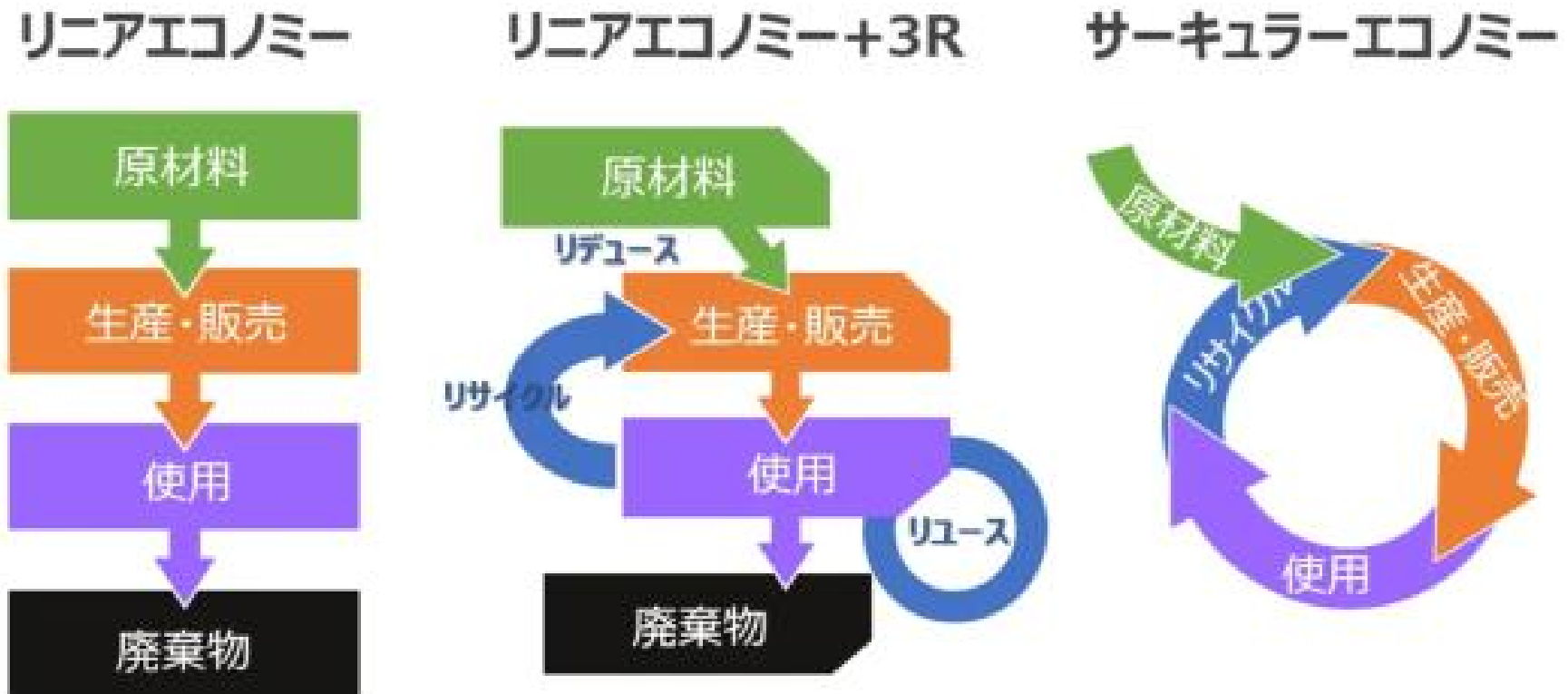
循環型社会のドライビングフォースである循環経済



2 計画の基本的方向（背景）

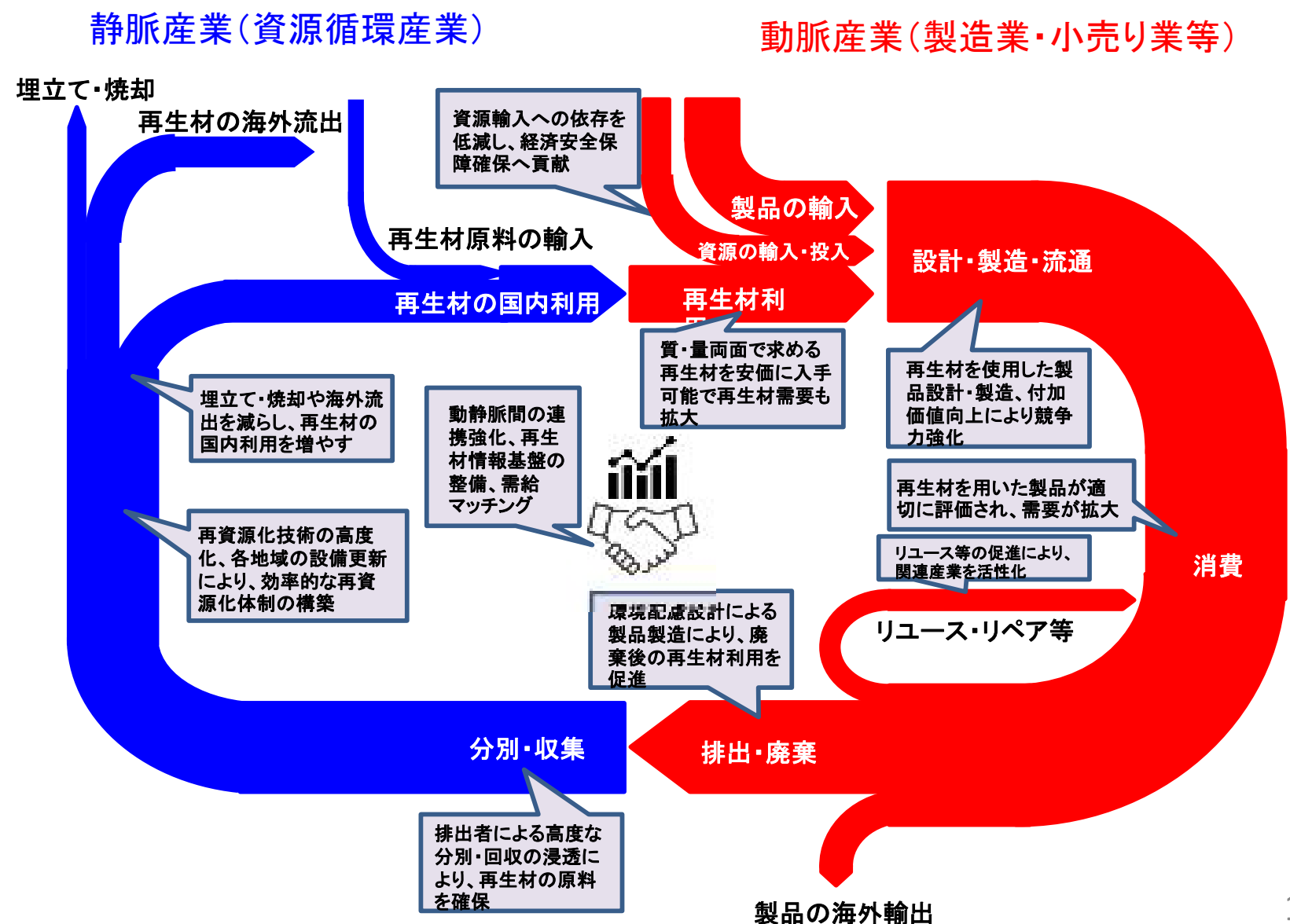
サーキュラーエコノミーの定義

資源を大量に採取し（Take）、大量に製品を作り（Make）、大量に廃棄する（Dispose）という従来のリニアエコノミー（直線型経済）に代わり、資源を循環させることで廃棄物を無くし、資源の投入を抑える新たな**経済システム**



ー オランダ政府レポートより

参考：国内資源循環の目指す姿（CEにより付加価値を創造し新たな成長へ）



2 計画の基本的方向（現状と課題：物質フロー）



図 本県の物質フロー（平成30年度）

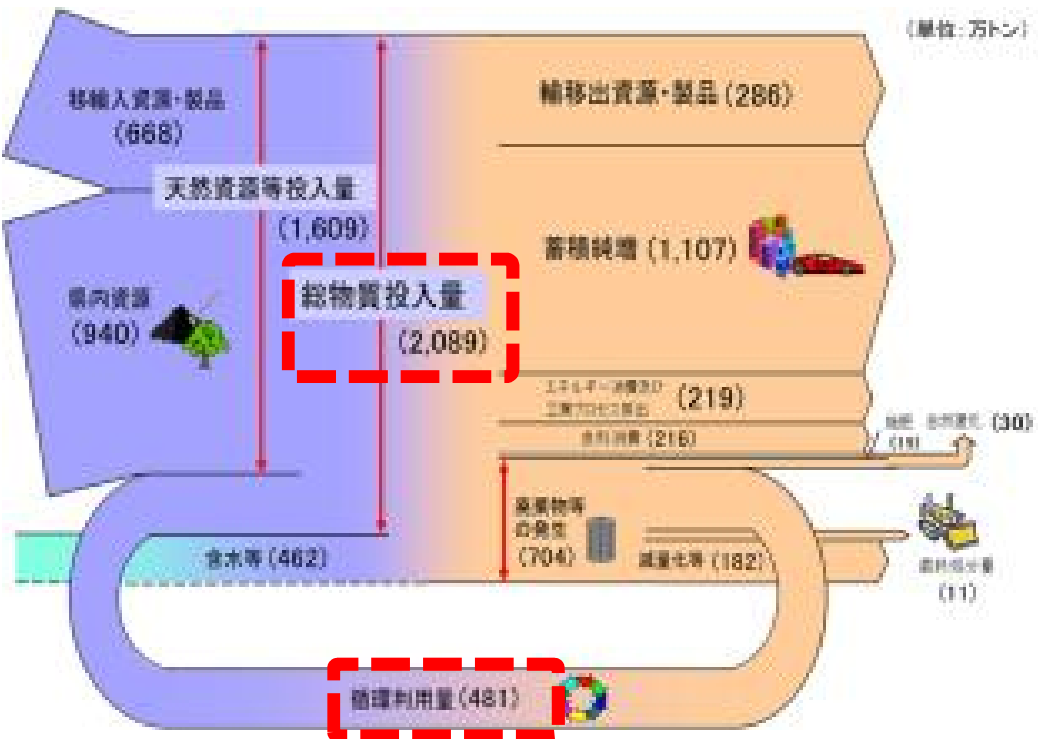


図 本県の物質フロー（令和5年度）

表 本県及び国の循環利用率及び最終処分量

項目	岩手県(H30)	岩手県(R5)	全国(H30)	全国(R4)
入口側の循環利用率(%)※	18.0	23.0	15.4	16.3
最終処分量(万トン)	12	11	1,310	1,250

※：入口側の循環利用率 = 循環利用量 / 総物質投入量 × 100

2 計画の基本的方向（現状と課題：一般廃棄物）

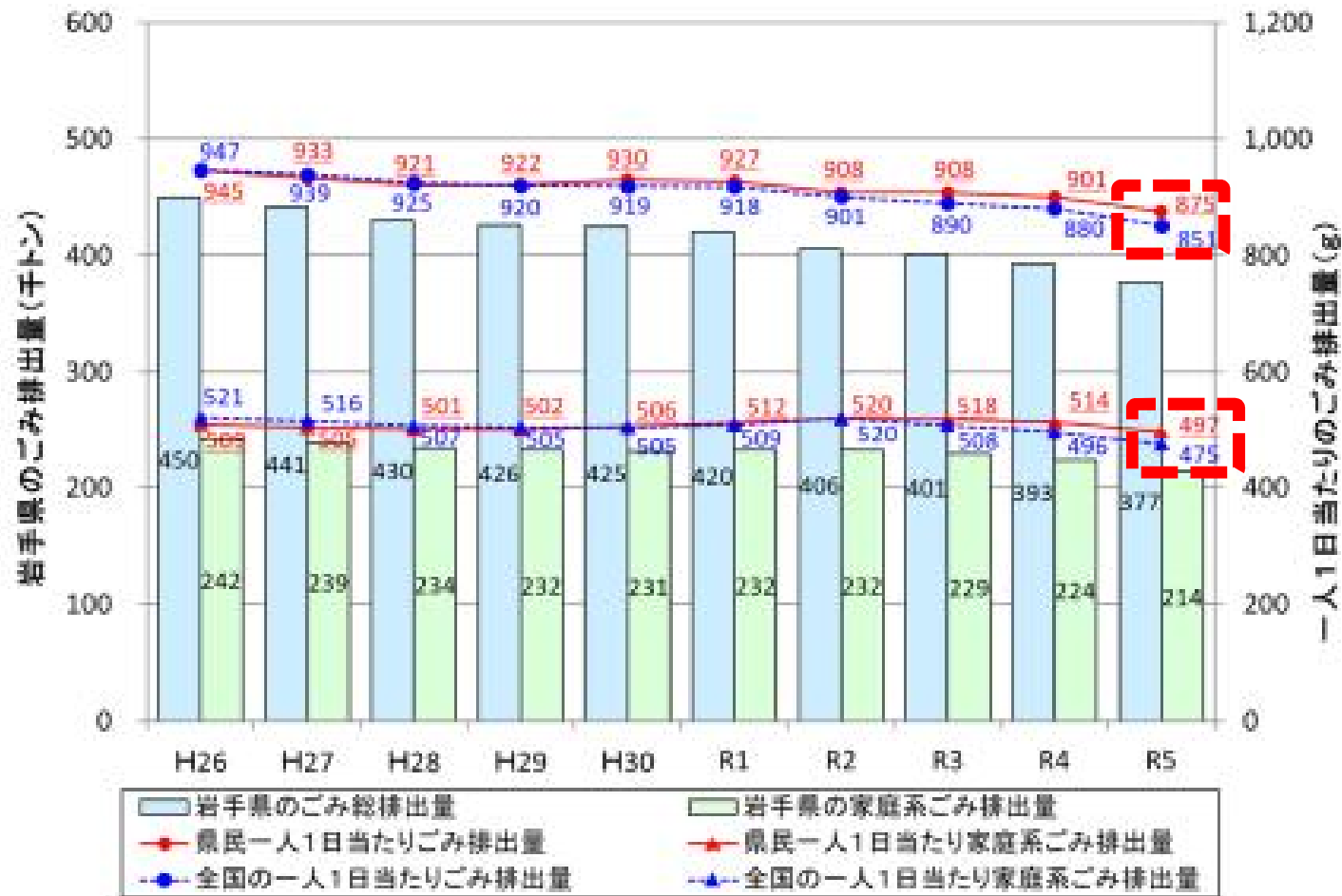


図 一般廃棄物排出量の推移

ごみ排出量は減少傾向であるが、全国平均を上回っている。

⇒ 環境にやさしいライフスタイルのさらなる推進が必要

2 計画の基本的方向（現状と課題：産業廃棄物）

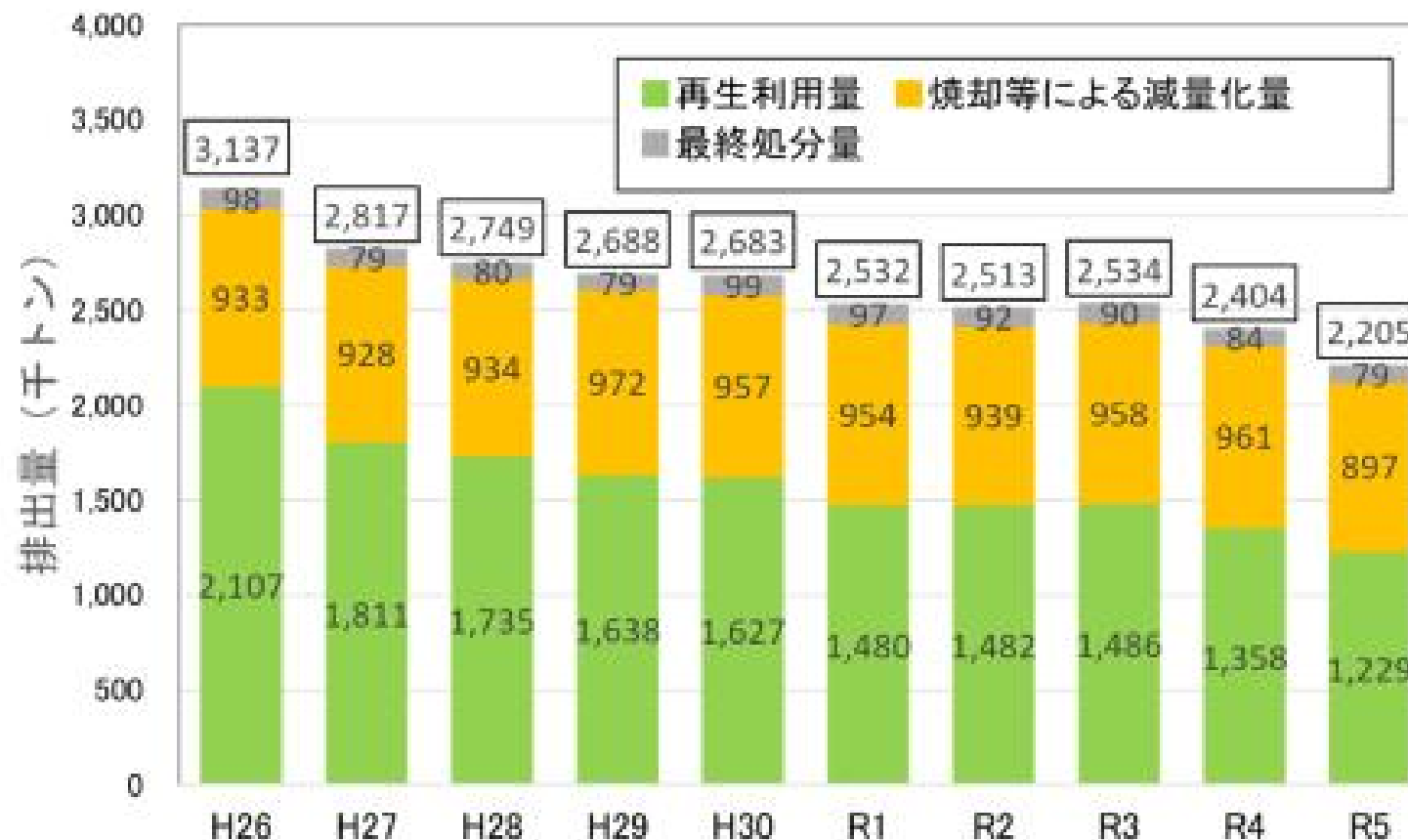


図 産業廃棄物排出量の推移

復興関連工事の減少等から産業廃棄物排出量は横ばいから微減傾向

⇒ 再生利用等3Rの取組を推進することが必要

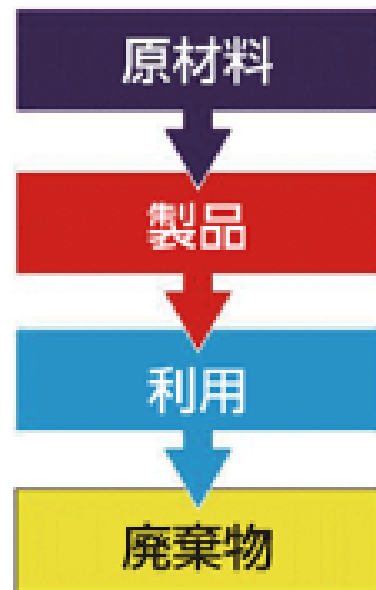
2 計画の基本的方向（現状と課題：その他）

- ・ 海岸漂着物対策、食品ロス削減対策等の推進が必要
- ・ 公共関与型最終処分場の整備が必要
- ・ 人口減少等、地域の実情に応じた廃棄物処理施設の集約化が必要
- ・ 頻発する大規模災害発生時の処理体制の構築が必要
- ・ 依然として発生する不法投棄・不適正処理への対応が必要
- ・ ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の早期処理の推進が必要 等

2 計画の基本的方向（目指す姿）

『循環経済への移行』で質の高い生活が持続するいわて

リニアエコノミー
（線形経済）



サーキュラーエコノミー
（循環経済）



2 計画の基本的方向（計画の目標）

- 現行計画と同項目の目標を設定
- 目標値については現状値を踏まえて設定

分 類	目標設定項目
一般廃棄物	リサイクル率 エコショップいわて認定店等における店頭資源回収量 県民一人1日当たり家庭系ごみ排出量 県民一人1日当たり事業系ごみ排出量 最終処分量
産業廃棄物	産業廃棄物排出量 再生利用率 最終処分場 自県内処理率 適正処理率
※ その他参考目標 （物質フロー）	入口側の循環利用率

2 計画の基本的方向（計画の目標）

◇ 一般廃棄物に関する目標

目標項目	R6年度実績	R12年度目標
リサイクル率	⑤※2 16.4 %	⑪※2 23.0 %
エコショップいわて認定店等 における店頭資源回収量	1,982 トン	2,600 トン
県民一人1日当たり家庭系 ごみ排出量※1	⑤497 g	⑪478 g
県民一人1日当たり事業系 ごみ排出量	⑤270 g	⑪260 g
最終処分量	⑤34.8 千トン	⑪33.0 千トン

※1：生活系ごみ排出量から、集団回収量及び資源ごみ排出量を除いた量。

※2：図中の⑤はR5実績、⑪はR11実績であることを示す。

2 計画の基本的方向（計画の目標）

◇ 産業廃棄物に関する目標

目標項目	R6年度実績	R12年度目標
産業廃棄物排出量	⑤2,205 千トン	⑪2,200 千トン
再生利用率	⑤55.7 %	⑪60.6 %
最終処分量	⑤79 千トン	⑪76 千トン
自県内処理率	⑤94.5 %	⑪97.5 %

◇ 廃棄物の不適正な処理の防止等に関する目標

目標項目	R6年度実績	R12年度目標
適正処理率	99.8 %	100 %

2 計画の基本的方向（計画の目標）

◇ 資源循環に関する目標＜参考指標＞

目標項目	R6年度実績	R12年度目標
入口側の循環利用率※	23.0 %	23.0 %

国の目標値（19%）を上回る水準の維持を目指すもの

※：循環利用率 ＝
循環利用量／総物質投入量 × 100

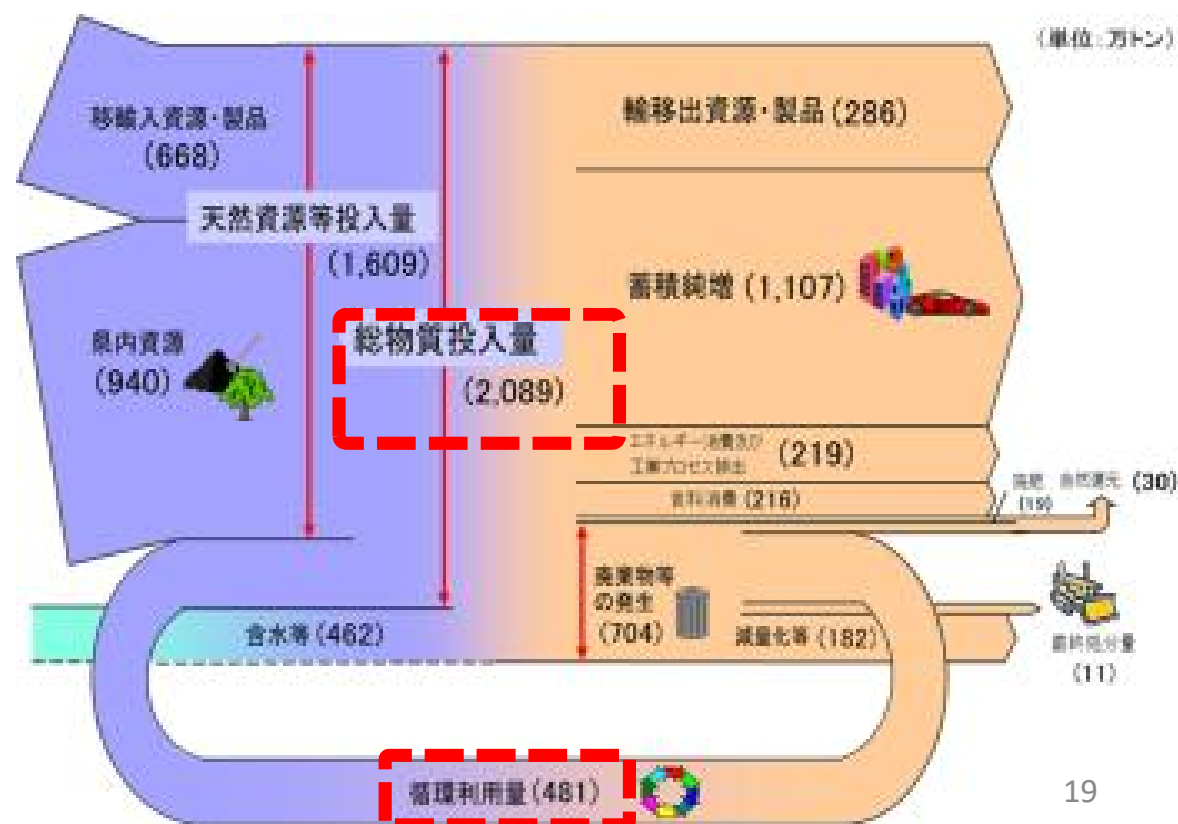


図 本県の物質フロー（R5）

2 計画の基本的方向（施策の柱）

現状・課題、目指す姿から、以下の3つの柱で施策を展開

なお、上位計画であるいわて県民計画（2019～2028）及び環境基本計画とも整合

- 1 ライフサイクル全体での徹底的な資源循環の推進
- 2 災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築の推進
- 3 廃棄物の適正処理の推進

2 計画の基本的方向（施策）

施策の柱	主な施策
1 ライフサイクル全体での徹底的な資源循環の推進	・循環経済への移行、3R+Renewableを推進する事業（事業者等への支援） ・コーディネータの配置による連携体制の構築 ・ごみ減量化策の助言等（家庭ごみ有料化・減量化研究会等） ・3R推進キャラクター「エコロル」の活用等による普及啓発 ・「エコ協力店いわて」、「いわて三ツ星ecoマナーアクション」等 ・食品ロス削減、海岸漂着物対策の推進 等
2 災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築の推進	・地域の実情に即した効率的なごみ処理体制の構築（6ブロック体制のごみ処理広域化の推進、し尿処理及び生活雑排水対策の推進 等） ・公共関与による産業廃棄物処理施設の円滑な運営の推進 ・災害に備えた廃棄物処理体制の推進（廃棄物処理計画策定・見直し支援、人材育成 等）
3 廃棄物の適正処理の推進	・不適正処理防止のための必要な監視（産廃Gメンによる監視、ドローンの活用 等） ・条例による不適正処理対策等の制度の運用 ・PCB廃棄物の期限内処理の推進 ・放射性物質汚染廃棄物の処理に係る助言指導

2 計画の基本的方向（施策例）

エコ協力店いわて認定制度

県・市町村が、**ごみ減量化やリサイクルに積極的に取り組む**
店舗を認定、周知する制度

認定区分	認定対象	認定店舗数
エコショップ	小売店、サービス業を営む営業所(クリーニング店、持ち帰り・配達飲食サービス業等のサービス業など)	308店舗
エコレストラン	飲食店	16店舗
エコホテル	ホテル、旅館などの宿泊施設	5店舗

認定店舗数はR7.9.17現在



2 計画の基本的方向（施策例）

「いわて三ツ星ecoマナーアクション」

～ マナーを守り いわての豊かな環境と資源を 未来へ ～

三ツ星ecoマナー:1	三ツ星ecoマナー:2	三ツ星ecoマナー:3
ごみのポイ捨てや 不法投棄をしない	レジ袋などの 使い捨てプラスチックの 使用は控える	食事は “楽しく・おいしく・ 残さず食べる”



2 計画の基本的方向（施策例）

いわてプラごみ削減協力店

プラスチックごみを減らすため、プラスチックごみの削減に積極的に取り組むお店を「いわてプラごみ削減協力店」として登録

登録店舗数：187店舗

<取組例>

使い捨てプラスチックの利用を減らす

再生材、バイオプラスチック、竹、木、循環型の素材を利用

使用済みプラスチック資源をリサイクルへ

プラごみ削減のための呼びかけ・意識改善



2 計画の基本的方向（まとめ）

項 目	計画の基本的方向
(1) 計画期間	令和8年度から令和12年度（5年間）
(2) 目指す姿	『循環経済への移行』で質の高い生活が持続するいわて
(3) 施策の柱	現状・課題、目指す姿から以下の3つの柱で施策を展開 1 ライフサイクル全体での徹底的な資源循環の推進 2 災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築の推進 3 廃棄物の適正処理の推進
(4) 目標	一般廃棄物5項目 産業廃棄物5項目 物質フロー1項目

3 今後のスケジュール（予定）

日程	内容等
令和7年11月	県議会への報告
令和7年11月～12月	地域説明会
令和7年11月～12月	パブリックコメント
令和8年1月	岩手県環境審議会への最終案報告
令和8年3月	計画策定

ご清聴ありがとうございました。

令和6年度いわて・ごみゼロ3R推進
ポスターコンクール
最優秀賞 受賞作品

